

# ファインブランクング（FB）技術研究会会則

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 本会は、ファインブランクング（FB）技術研究会という。

2 この団体の英文名称をCommittee on Fine Blankingと称する。

### （事務所）

第2条 この会は、主たる事務所を埼玉県南埼玉郡宮代町学園台4-1 日本工業大学内『ファインブランクングセンター』に置き、必要に応じて地方支部を置く。

### （目的）

第3条 この会は、産学協同の理念に基づき、ファインブランクング（FB）技術の普及を主たる目的とし、さらに学術の遂行とあわせて行うことにより、わが国製造技術の振興を図ることとする。

### （研究会の事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の種類の事業活動を行う。

- (1) FB技術の普及（FB技術講習会、技術相談、セミナー、見学会、技術情報発信活動等）。
- (2) 国内外におけるFB技術交流活動（国際ゼミナールの開催、海外の技術動向調査、種々の講演会）。
- (3) FB技術研究活動（FB関連技術に関するワーキング活動）
- (4) FB技術を集大成したハンドブックの発刊。
- (5) FB技術に関する表彰事業。
- (6) その他、本会にとって有用と認められる諸事業。

## 第2章 会員および会費

### （種別）

第5条 この会の会員は、個人正会員、賛助正会員、特別会員とする。

- (1) 個人正会員：FB加工に関する研究者、技術者、その他FB加工に関心のある関係者とする。
- (2) 賛助正会員：本会の趣旨に賛同する、FB技術に関係するプレス機械とその周辺機器製造業者、プレス型製造業者、加工用材料の製造業者、プレス機械を使用して諸製品を製造する業者、及びプレス関連商品を取り扱う商社ならびにFB技術に関係する個人または法人であって、賛助会員年会費を払う者とする。
- (3) 特別会員：本会より推薦された学術経験者及びFB業界の発展に貢献した者とする。

### （会費）

第6条 会員は、個人会員は年額5000円（ただし大学・公設研究所に所属する者は2000円、学生は1000円とする）。賛助会員は1口30000円（1口以上）とする。特別会員は無料とする。会費納付時期は当会の会計年度初月末までに口座振込みにて納付する。途中入会の会員は、入会時に月割り計算をして納付する。

## 第3章 入会および退会

第7条 会員の入会資格について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 本会会員の特典については別に定める。

#### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 6ヶ月以上に渡って会費、経費の納入が無かった場合。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この研究会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員

#### (種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上30人以内
- (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を会長、副会長は3名以内とする。
- 3 期の半ばに選任された役員の任期はその期の末までとする。

#### (選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事の互選により会長を選出し、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この会の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

#### (欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第17条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 会議

#### (種別)

第18条 この会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第13条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### **(総会の招集)**

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### **(総会の議長)**

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### **(総会の定足数)**

第24条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### **(総会の議決)**

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **(総会での表決権等)**

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる他、電子メール等の電磁的方法によることも可能とする。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### **(総会の議事録)**

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

### **(理事会の構成)**

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

### **(理事会の権能)**

第29条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 理事会における、欠席者の表決権について、従来の書面や代理人による行使に加えて、電子メール等の電磁的方法によることも可能とする。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 資産

#### (資産の構成)

第36条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

第37条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第7章 会計

#### (事業年度)

第38条 この会の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月30日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第39条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第42条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第43条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 会則の変更、解散及び合併

#### (会則の変更)

第45条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経なければならない。

**(解散)**

第46条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

**(残余財産の帰属)**

第47条 この会が解散したときに残存する財産は、総会において決定した他の法人に譲渡するものとする。

**第9章 雑則**

**(細則)**

第48条 この会の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

**附則**

- 1 この会則は、この会の成立の日（平成18年11月）から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成21年度総会までとする。